資料2

文化財保存活用地域計画の概要

令和６年５月31日
静岡県スポーツ・文化観光部
文化局文化財課

1　地域計画作成が求められる背景

【前提】

○現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤。後の世代への確実な継承が必要

社会状況の変化

過疎化・少子高齢化等による文化財の担い手不足

地域振興・観光振興における文化財への期待

○H29年5月に文科大臣が、文化審議会に諮問

「これからの文化財の保存と活用の在り方について」

企画調査会を設置し審議

○文化審議会企画調査会が12月に第1次答申

「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」

2　H31文化財保護法の改正

過疎化・少子高齢化等による文化財の担い手不足

地域振興・観光振興における文化財への期待

保存と活用の両立

○文化財保護法改正（H30年６月公布、H31年４月施行）

地域における文化財の総合的な保存・活用
→ 文化財保存活用地域計画の作成と国認定

個々の文化財の確実な継承
→ 個別文化財の活用計画の法定制度化

地方における文化財保護行政推進力の強化
→ 首長部局での文化財行政所管可能

保存が前提

活用の一層の充実

○未指定文化財を含む総合把握と活用

○文化財保護を担う人材の育成（官民）

○観光、まちづくり等との一層の連携

3　文化財保護法改正（H31年4月施行）

重要文化財等に指定・選定して個別に保護措置

- 古民家
- 遺跡
- 舞踊
- 仏像
- 社寺仏閣
- お祭り

国（文化庁長官）

地域計画の認定

都道府県：文化財保存活用大綱の策定

・域内の文化財の総合的な保存活用に係る取組の方針、広域区域ごとの取組、小規模市町村への支援等

市町村：文化財保存活用地域計画の策定

保存が大前提

協議会

市町村、都道府県、所有者、文化財保存活用支援団体、地域住民、NPO、商工会、観光関係団体、学識経験者等

地方文化財保護審議会

これに加えて、地域社会全体で文化財の継承

域内の文化財の総合的な把握
(未指定文化財を含む)

保存・活用のために必要な措置

・価値付け
・修理管理
・ガイダンス施設整備
・普及啓発　等

文化財保存活用支援団体：市町村は地域計画に記載された保存活用のための措置と活動方針が合致する民間団体を指定し、民間も含め地域一体で文化財継承へ

4　地域計画の認定状況

○地域計画：エリア別のマスタープラン＋アクションプラン

・全国で、139市町が文化庁の認定を受ける
・県内では、８市町が文化庁長官認定済み（全国３位タイ）

【 県内の取組状況】

		市町	計	
認定	R3	浜松市・磐田市	8	20／35
	R４	伊豆の国市・富士市・焼津市・袋井市		
	R５	藤枝市、小山町		
申請予定	R6	沼津市・三島市・静岡市・掛川市	12	
	R7	富士宮市・島田市・森町		
	R8以降	熱海市・伊東市・伊豆市・牧之原市・湖西市		

- 認定済
- 作業中（Ｒ６申請予定）
- 作業中（Ｒ7～８申請予定）
- 事業化要望中

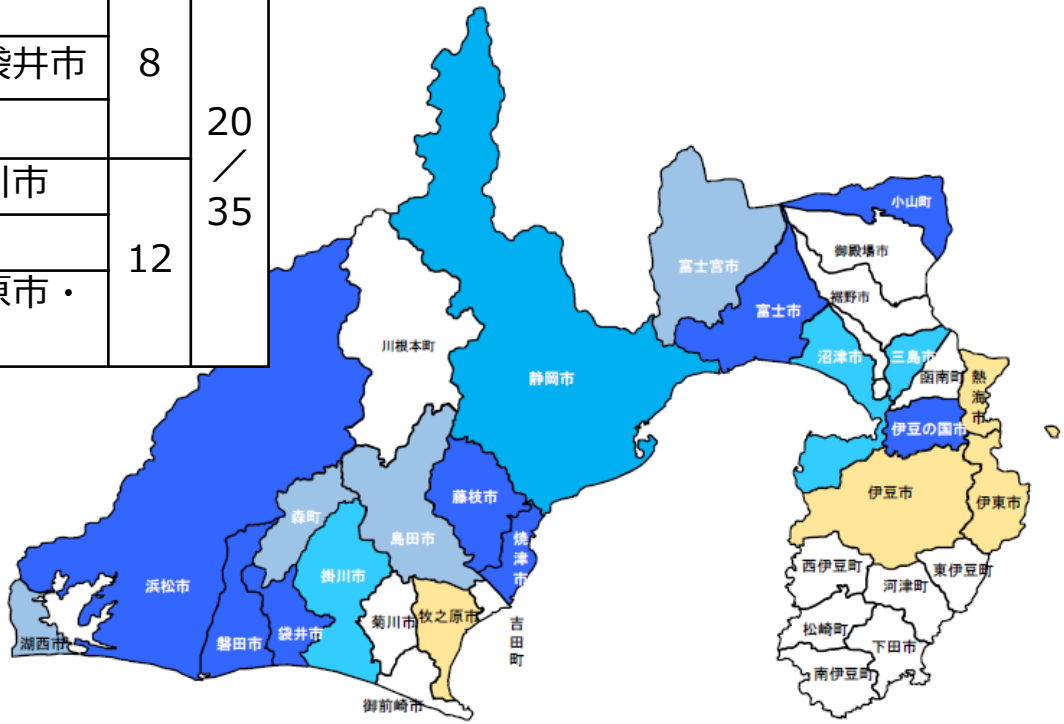

5　地域計画作成に期待される効果

〇計画に基づく文化財の保存・活用事業の推進による文化財の確実な後世への継承

〇域内における総合的な文化財の保存・活用

※総合的＝「文化財を取巻く様々な人々による」
「文化財の類型にとらわれない」
「指定、未指定を問わない」等

未指定文化財の保護

地域に潜在している文化財がその価値を見出されないまま失われていくことを未然に防ぐ

文化財の周辺環境の保護

文化財を核とした環境の保護・整備を誘導し、文化的な空間の形成により、当該文化財の魅力の向上

文化財への理解促進、社会総がかりで継承

地域の文化財及び歴史文化に対する人々の理解が深まることで、文化財保護において地域との連携協力が推進され、民間等も含めた地域一体で文化財の継承につながる

実行性のある計画的行政運営

文化財とその周辺環境を、一定の方針のもと、長期的な視野で計画的に保存活用し、他部局との連携を行った実行性のある措置の展開

6　地域計画記載事項

	法第183条の３第２項	文化庁指針（2019・3・4）
記載必須事項	第１号 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針	市町の概要
		文化財の概要（リスト＋記述）
		歴史文化の特徴
		保存・活用に関する課題
		保存・活用に関する方針
	第２号 当該市町村の区域における文化財保存及び活用を図るために当該市町が講ずる措置	文化財の保存・活用に関する措置
	第３号 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項	文化財を把握するための調査に関する事項
	第４号　計画期間	
	第５号　その他文部科学省で定める事項	文化財の保存・活用の推進体制
任意事項		関連文化財群に関する事項
		文化財保存活用区域に関する事項
		事務処理の特例に関する事務内容

7　地域計画で対象とすべき文化財

文化財保護の基本的考え

保 護

保 存
○本質的価値の継承
（把握・評価、管理、修理等）

活 用
○現代的な使用方法への転換・付加
（整備・公開・情報発信等）

文化財保護法の対象範囲

法・条例等により指定等されている文化財
＝「指定文化財」
（狭義の文化財）

未指定の文化財
※調査による価値付け等により、今後、指定文化財となる可能性がある
（広義の文化財）

地域計画の対象範囲

歴史的所産（伝承、方言等）

○市の歴史文化の背景、市としての方針を基に、計画の対象とする範囲と呼称）を定義する

8　はじめに考えたいこと

”あるべき姿”　＝　島田市の将来像

○「総合計画」等に示される全体像
例：住みやすいまち、交流人口の増加、地場産業の活性化

”あるべき姿”実現のため、文化財が果たすべき役割
＝文化財保存活用地域計画の大方針・理念

※「理想像を、楽しみながら語りあう場」＝その一つがこの協議会

”あるべき姿”実現のための基本方針の設定

9　文化財を地域で活かす方向性

様々な歴史文化の所産の重層的な集合体→その地域らしさ

【文化財を点から群へ】

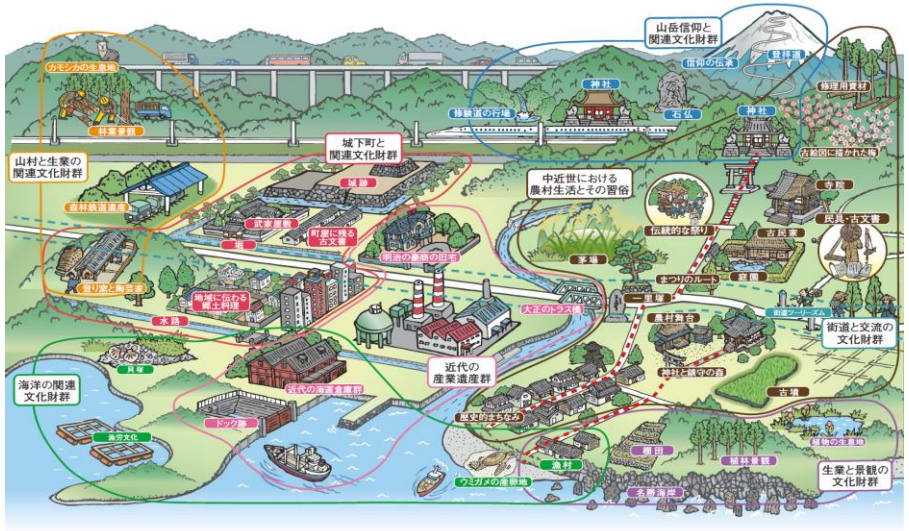

【文化財を核とした面での展開】

市内（町内）に散在する多様な文化財を一つのテーマで結びつける

文化財集中エリアで、文化財を核とした文化的空間を創出する

まちづくり、商工・観光と連携により地域の活性化につなげる
（文化財は所有者や一部の関係者だけのものではない国民共有の財産）

10　まとめ

文化財を活かした地域づくり

ハード

○文化財の修理、整備

○周辺環境の整備

・修景（色彩の統一性、無電柱化等）

・交通（周遊）対策、便益施設

ソフト

○文化財を支える人材が地域で活動

・ボランティア、職人（技術者）

○文化財が地域の産業に結びつく

・商品化（観光、グッズ開発、企画）

【目指す姿】住民が地域の歴史文化を自分達の資産として、文化財の保存と活用が地域で自走　⇒　文化財で地域の経済が潤う

【歴史学が最低限果たすべき役割】

○歴史文化資源の**価値を、正しく、分かり易く伝える**

文化財の価値

本質的価値

・不変的

・学識者の評価

社会的価値

・流動的

・市民の意識

※文化財が大切であることは誰でも言える。具体的な措置の提案が求められる。

11　認定による効果（国庫補助）

（１）認定自治体のみが対象となるもの

○「地域のシンボル整備」文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）

対象事業：①市町が行う国登録文化財の修理・整備
②所有者が行う国登録文化財の修理・整備への市町補助への補助
③文化財保護団体への市町補助への補助

補 助 率：50%　　補助事業者：市町

（２）認定自治体の域内での事業が対象となるもの

○「地域計画等」文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）

対象事業：人材育成、普及啓発
補 助 率 ：定額　　補助事業者：協議会

○「地域計画等」文化財総合活用事業費補助金（観光拠点整備事業）

対象事業：情報コンテンツ作成、活用整備（便益施設整備等）
補 助 率 ：定額　　補助事業者：協議会

（３）認定自治体の域内での事業が優遇されるもの

ア　優先採択　○重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業
○登録有形文化財建造物修理事業、○重伝建保存地区保存等事業
○重有民修理・防災事業、○歴史活き活き

イ　補助率加算　○Living History　○文化遺産観光拠点等充実事業、
○文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業
○地域文化財総合活用推進事業、○先端技術を活かした魅力発信